

安心して暮らすために

福祉手当・福祉医療制度を紹介します

(9月1日現在)

福祉医療（医療費の助成）

区分	種類	対象	診療を受ける場合	受給者証期限	持ち物	問合せ
子ども・母子・父子家庭対象	元気っ子医療	入院、通院ともに中学校卒業まで		卒業する年の3月31日まで	① ②	
	母子家庭等医療	①母子家庭または父子家庭で、18歳未満の児童とその母または父 ②父または母が障害（身障手帳1・2級程度）である18歳未満の児童とその父または母 ③父母のいない18歳未満の児童 ※「18歳未満の児童」とは18歳到達年度末までの児童です。 ※父母（扶養義務者）の所得に制限があります。	・ 県内の医療機関（入院・通院とも） 被保険者証に医療費受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 ・ 県外の医療機関（入院・通院とも） 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求	毎年8月1日～翌年7月31日	① ② ③	
障害者対象	障害者医療	❶身障手帳の障害程度1～3級の人、4級の指定を受けた腎臓機能障害および4～6級の指定を受けた進行性筋萎縮症の人 ❷療育手帳のA・Bの所持者 ❸自閉症状群と診断された人		おおむね3年で更新	① ② ④ ⑤	国保年金課 医療係
	精神障害者医療	精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者		2年で更新	① ② ⑥	
		自立支援医療受給者（精神通院）の所持者	・ 指定医療機関（精神科への通院） 被保険者証に精神障害者医療費受給者証と自立支援医療受給者証を添えて医療機関窓口へ提出	1年で更新	① ② ⑥	
		精神障害により入院治療を受けている人 ※事前に申請が必要です。	医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求		① ② ⑥ ⑦	
	後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療保険加入者のうち、次のいずれかに該当する人 ・ 障害者、精神障害者、戦傷病者および母子家庭等医療の受給資格要件に該当する人 ・ 市民税の非課税世帯または要保護世帯に属する人で、3か月以上のねたきり老人または1人暮らしの老人	・ 県内の医療機関（入院・通院とも） 後期高齢者医療被保険者証に、マル福受給者証を添えて医療機関窓口へ提出 ・ 県外の医療機関（入院・通院とも） 医療費の自己負担分は医療機関窓口で支払い、領収書を添えて市へ請求	受給要件による	① ② ⑧	

持ち物 ①被保険者証（または組合員証）②印鑑（朱肉で押すもの）③所得証明書（転入者）④身体障害者手帳または療育手帳⑤自閉症状群と診断された場合には診断書⑥精神障害者保健福祉手帳、精神科医師の診断書または自立支援医療受給者証（精神通院）⑦本人名義の通帳⑧そのほかの関係書類（受給要件によって異なるため、お問い合わせください）
※対象は各種健康保険に加入しており、生活保護を受けていない人です。

福祉手当（所得制限あり）

区分	種類	対象	手当額（月額）	支給月	持ち物	問合せ
子ども・ひとり親家庭対象	児童手当	中学校修了前の児童を養育している人	● 所得制限限度額内 3歳未満の子 15,000円、3歳～小学校修了前の子（第1・第2子）10,000円、 中学生 10,000円 ● 所得制限限度額を超える人 中学生以下の子 5,000円	2月、6月、10月	1 2 3 4	こども課 育成支援係
	こどもすこやか手当	父母が離婚、父または母が死亡、父または母が重度の障害の状態にある子ども（18歳到達後の年度末まで、ただし特定の障害がある児童の場合は20歳未満）を養育している人	子ども1人につき 2,500円	4月、8月、12月	1 2 3 5 6	
	県遺児手当		子ども1人につき 4,350円 ※5年間支給しますが、4・5年目は2,175円です。	4月、8月、12月		
	児童扶養手当		子ども1人のとき 42,000円 子ども2人のとき 47,000円 3人目以降は、1人増すごとに3,000円加算 ※所得により手当額が異なります。			
障害者対象	特別児童扶養手当	20歳未満の重度（身体障害者手帳1～3級程度か療育手帳A・B程度）の障害児を監護する父か母、または養育者 ※手帳を所持していない人も診断書により手当の対象となる場合があります。	重度 51,100円 中度 34,030円	4月、8月、12月	1 2 3 5 6 7	福祉課 社会福祉係
	障害児福祉手当	20歳未満で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する人	A種 21,380円 B種 15,630円	5月、8月、11月、2月	1 2 3 6 7	
	特別障害者手当	20歳以上で精神または身体の重度の障害により、日常生活に常時特別の介護を要する人（継続して3か月以上入院の人を除く）	A種 33,470円 B種 27,670円	4月、8月、12月		
	在宅重度障害者手当	❶身体障害者手帳1・2級かつ療育手帳Aの合併者 ❷身体障害者手帳1・2級または療育手帳Aの保持者 ❸身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの合併者 ※初回手帳交付が65歳以上の人、施設入所中の、3か月以上継続入院している人を除きます。	❶15,500円 ❷❸6,750円			
	心身障害者手当	身体障害者手帳1～6級、療育手帳A～Cおよび精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者	身障1級・療育A・精神1級 4,000円 身障2級・療育B・精神2級 3,500円 身障3級 3,000円 身障4～6級、療育C、精神3級 2,000円			
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住で昭和57年1月1日以前に満20歳に達していた重度障害者のうち、外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に登録されている人（公的年金受給者を除く）	20,000円	1 2 3		
高齢者対象	ねたきり老人等福祉手当	65歳以上で在宅ねたきりまたは認知症の状態が3か月以上継続し、日常生活で常に介護を必要とする人（介護保険の施設入所などサービスを受けている人を除く）	5,000円		1 2 8	高齢介護課 高齢係
	外国人福祉給付金	1年以上市内在住の大正15年4月1日以前生まれで、昭和57年1月1日以前に外国人登録をし、引き続き住民基本台帳に登録されている人（公的年金受給者を除く）	10,000円			

持ち物 ①印鑑（朱肉で押すもの）②預金通帳③所得証明書（転入者）④被保険者証の写しまたは年金加入証明書（国民年金以外の年金加入者）⑤戸籍の全部事項証明、世帯全員の住民票⑥そのほかの関係書類⑦身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳⑧在留カードまたは特別永住者証明書
※こどもすこやか手当、県遺児手当、児童扶養手当は申請前に聞き取りを行います。